

五経経第49号（平成30年7月5日）

五経経第495号（令和3年3月30日）

第五管区海上保安本部オープンカウンター方式実施要領

（目的）

第1条 本要領は、第五管区海上保安本部（以下「本部」という。）がオープンカウンター方式により実施する物品の調達、役務の提供、その他の契約の見積合せを行う場合の取扱について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 オープンカウンター方式とは、会計法（昭和22年法律第32号）第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合せにおいて、本部が見積を徴する相手方を特定せず、見積合せに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

（対象）

第3条 本要領は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第2号から第4号まで及び第7号に規定する契約のうち、本部がオープンカウンター方式によることが適当であると認められるものを対象案件とする。

（参加資格）

第4条 見積合せに参加することができる者は、次の各号に該当する者とする。

- 一 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人、又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- 二 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）を有し、競争参加地域として近畿又は四国地区を希望するものであること。
- 三 第五管区海上保安本部長から指名停止を受け、指名停止期間中の者でないこと。
- 四 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（見積依頼方法）

第5条 見積に関する諸条件は以下のとおりとする。

- 一 オープンカウンター方式見積合せを行うときは、庁舎掲示板に掲示及び第五管区海上保安本部ホームページ（URLは下記のとおり。）へ掲載を行うことをもって見積依頼とする。
URL: <http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/contents/news/archives/nyusatsu.html>
- 二 見積に関する諸条件は、見積依頼書（様式1）、仕様書、設計書及び見本（以下、「仕様書等」

という。)により提示する。

- 三 仕様書等の交付は、ホームページへの掲載若しくは経理課入札審査係の窓口にて手交する。なお、希望があれば仕様書等を電子メール又は郵送（着払い）にて送付する。この場合、仕様書等交付申請書（様式2）に必要事項を記入のうえ提出すること。（FAX可）。

（同等品の承認）

第6条 同等品による見積書の提出を希望する者は、見積書提出前に同等品の申請を行い、その承認を得るものとする。同等品の申請は、見積依頼書にて定める期限までに提出するものとする。なお、同等品として承認されなかった場合、同期限までは再度申請することができるものとする。

（見積書に関する留意点）

第7条 見積合せに参加を希望する者は、ホームページ等で掲載又は本部が手交した見積依頼、本実施要領、仕様書等、第五管区海上保安本部入札・見積者心得を熟覧又は熟読した上、見積書（別紙様式2）を提出しなければならない。

（見積書の提出方法）

第8条 見積書は、資格審査結果通知書（写）並びに担当者の氏名及び連絡先が分かる書類（様式は問わない）を同封し、持参、郵便、信書便又は電子メール（押印を省略する場合のみ）により提出すること。（見積書の提出期限までに本部に到達するものに限る。）

見積書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。

（契約の相手方の決定）

第9条 有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（売払いの場合は最高の価格）の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方として決定するものとする。

- 2 契約の相手方となるべき同価の見積書をもって申込みをした者が二人以上あるときは、くじ引きにより契約の相手方を決定するものとする。
- 3 くじ引きの日時は、別途通知するものとする。この場合において、くじ引きに参加することができない者があるときは、これに代わって当部の契約事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

（見積書の無効）

第10条 次の各号に該当する見積書は無効とする。

- 一 参加資格要件を有しない者が提出したもの。
- 二 件名、金額、氏名等見積書に記載等を必要とする事項を欠くもの。
- 三 金額を訂正したもの。
- 四 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なもの。

- 五 公正な競争の執行を妨げた者が作成したもの又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したもの。
- 六 提出期限までに提出されなかったもの。
- 七 1者が作成した金額の異なる2通以上提出したもの。
- 八 明らかに連合と認められるもの。
- 九 前各号に掲げるほか、指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していないもの。

(見積合せの不調)

第11条 提出された見積書のうち、予定価格の制限に達した価格の見積が無いときは、見積合せに参加した者に対して、別途期限を定め再度見積書の提出を求めることがある。この場合、期限までに見積書の提出がなかったときは、見積を辞退したものとみなす。

(結果通知)

第12条 契約の相手方を決定したときは、速やかに契約予定の相手方に対してのみ通知をする。

(見積心得)

第13条 本実施要領に定めのない事項については、第五管区海上保安本部入札・見積者心得による。

URL: <http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/contents/news/archives/cat47/honbu/keiho/2014-06-24-1003-nyusatsu-kokoroe.html>

附則

この要領は、平成30年7月5日から適用する。

この要領は、令和3年4月1日から適用する。